

各事業者 各位

交野市 財務課

市が行う契約等からの暴力団員等の排除について（通知）

交野市暴力団排除条例が施行（平成25年4月1日）されたことに伴い、入札、契約等の事務事業から暴力団員等（暴力団員又は暴力団密接関係者）の排除の取り組みを強化いたします。

1 入札、契約等からの暴力団員等の排除について

平成25年4月1日以降の公共工事等及び売り払い等の入札、契約等について、次のとおり適用していきます。（入札参加資格登録については、この通知以降から適用）

【主な暴力団員等の排除措置について】

- (1) 市は暴力団員等との関わりのある業者と契約を締結しないために次に排除を行います。
 - ① 入札参加資格登録からの排除
 - ② 一般（制限付・指名）競争入札からの排除
 - ③ 随意契約からの排除
- (2) 契約締結後に契約者、下請人等が暴力団員等であることが判明した場合は、契約解除を行います。
- (3) 契約者及び下請負人等が、暴力団員等から不当介入を受けた場合には、市への報告と警察への届出を行ってください。
- (4) 契約者、下請人等が、暴力団排除要件に該当し、契約解除となった場合は、契約者に対して違約金の請求を行います。

2 誓約書の提出

入札参加資格申請時に暴力団員等でないことを表明した誓約書を提出していただきます。（提出されない場合は、入札参加資格登録の受付を行いません。）

3 暴力団排除にかかる入札参加除外措置について

入札参加資格を有している者が暴力団員等を認められた場合は、入札参加資格を解除する措置（入札参加除外措置）を行い、公表します。なお、措置要求及び期間は次のとおりです。

措 置 要 求	期 間
(1) 入札参加資格者またはその役員等が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
(2) 入札参加資格者またはその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図りまたは第三者に損害を加える目的で、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
(3) 入札参加資格者またはその役員が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団または暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
(4) 入札参加資格者またはその役員等が、暴力団または暴力団員と飲食や旅行を共にするなど社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。	
(5) 入札参加資格者またはその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	

* 入札参加除外措置を受けたものが、当該期間を経過し、入札参加除外措置の解除の申出があった場合は、内容を審査し措置要求に該当しないと認めるときは、入札参加除外措置を解除します。

4：暴力団員等について（用語の定義）

(1) 暴力団員とは

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団密接関係者とは

① 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団を利用した者

② 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（利益の供与）をした者

③ ②に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑤ 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は①から④までのいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事業上事業者の経営に参加していると認められる者

⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者